

## 答申第230号（諮問第239号）

「県立〇〇センター職員が、明治時代から慣例として認められている博士号取得者の患者に対する礼遇を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会  
第一部会

## 第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表（い）欄に記載の内容又は件名の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、別表（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、別表（え）欄に記載の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

当該請求に係る文書は保有していないため。

### 3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として令和元年8月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和元年9月3日付けで弁明書を作成し、その副本を審査請求人に送付した。

### 5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和2年8月5日、口頭意見陳述を実施した。

### 6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和2年10月5日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

## 第3 争点

本件各請求に係る公文書が存在するか否か。

#### 第4 当事者の主張

##### 1 請求人の主張要旨

###### (1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

###### (2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

###### ア 審査請求書における主張要旨

条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である詐欺罪・偽計及び威力業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものである。

###### イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) もともと博識の人をドクターと呼ぶ。だから英語では博士号、医師のことをドクターと呼ぶ。博士号を持っている人は、慣例として先生と呼ばれる。

(イ) 自立支援者医療受給者証を見たらわかるとおり、条件が0円だ。それは群馬県知事が言っていること。条件が0円になっている以上、一銭もとれないことが明確になっている。これのコピーを取っておいて医事課職員が医療費を請求してきて、職員が警察を呼んだ。しかも、あなた方はこの間私が暴れたと言って、あなたともう1人で取り押さえた。私は暴れる気などないのに。

(ウ) 行政不服審査法第52条の解釈についてわかっているのか。公文書がないだけでは済まない。裁決の拘束力について定めた52条、容認であっても、却下であっても私は拘束されず、処分庁のあなた方だけが拘束される。当然、群馬県庁としては裁決でひっくり返らなくても、とにかく公文書がないだけでは済まない。

(エ) 実施機関の出す薬は効かない。私は、薬がないと一睡もできない。実施機関は、医師に薬を処方させないことで口頭意見陳述を妨害しようとしている。私は薬がなかったために昨晚一睡もできなかった。そこまでして口頭意見陳述を妨害している。実施機関は口頭意見陳述に出席できない場合を作り出そうとしている。

##### 2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

###### (1) 今回の審査請求に係る開示請求の内容は、いずれも、〇〇センターの職員の患

者又は第三者に対する対応についての根拠を求めていると思われるが、地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）がある。この法律第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」として、服務の根本基準が定められており、第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。また、第33条には、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」として、信用失墜行為の禁止が定められ、さらに第35条には、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」として、職務に専念する義務が定められている。

- (2) 地方公務員である当センターの職員は、これら地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回の開示請求に示すような、服務の根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成又は取得することはない。

## 第5 審査会の判断

### 1 争点（本件各請求に係る公文書の存否について）

#### (1) 本件審査請求について

請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

#### (2) 別表項番1に係る公文書について

ア 別表項番1は、その記載内容から、〇〇センターの職員が博士号取得者である患者に対する礼遇を守らないことを是認又は推奨する内容の公文書を求めていると解される。

イ 実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、服務の根本基準を定める第30条により、全体の奉仕者として全力で職務に専念する義務を負い、同法第32条の規定により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。加えて、

群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程（平成15年群馬県病院管理規程第13号）第2条が例とする群馬県処務規程（昭和39年群馬県訓令甲第8号）第14条第1項では、「職員は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令等及び上司の職務上の命令に従うとともに、秘密を守り、誠実かつ公正な職務の執行につとめなければならない。」とされ、地方公務員法と同趣旨の義務が定められている。

ウ これらの規定により、地方公務員である〇〇センターの職員は、公務を遂行するに当たっては、患者がどのような学歴、学位又は地位を有しているかに関わりなく、全体の奉仕者として公平、公正に職務を執行すべき立場にあると認められる。このような立場にある〇〇センターの職員が、博士号取得者である患者に対する礼遇を守らないことを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、別表項番1に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、別表項番1に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

### (3) 別表項番2に係る公文書について

ア 別表項番2は、その記載内容から、〇〇センターの職員が、公的扶助により医療費の支払を免除されている患者に対し、ぼったくりの医療費を請求し、それに応じなければ処方箋を患者に渡さないという偽計業務妨害、威力業務妨害をすることを是認又は推奨する内容の公文書を求めていると解される。

イ 上記(2)イで述べたとおり、実施機関における一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき義務を負い、地方公務員法第33条により信用失墜行為を禁止されているため、違法行為や信用失墜行為をしてはならない立場にある。

ウ ぼったくりの医療費の請求や偽計業務妨害、威力業務妨害は民事上又は刑事上の違法行為とされる可能性があるだけでなく、地方公務員の信用を失墜させるような行為であるため、地方公務員法に違反するものである。

エ 地方公務員である〇〇センターの職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務を負っている。係る義務に反して、〇〇センターの職員が、公的扶助により医療費の支払を免除されている患者に対し、ぼったくりの医療費の請求をし、患者が請求に応じなければ処方箋を患者に渡さず偽計業務妨害、威力業務妨害をすることを是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。このことから、別表項番2に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ したがって、別表項番2に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、

妥当である。

## 2 請求人のその他の主張について

請求人は審査請求書において、本件各処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件各請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断が妥当である以上、本件各請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

なお、請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年10月 5日	諮問
令和2年11月 2日 (第79回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和2年12月15日 (第80回 第一部会)	審議
令和3年 2月19日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	令和元年7月23日	県立〇〇センター職員が、明治時代から慣例として認められている博士号取得者の患者に対する礼遇を守らなくてよい・又は守ってはならない、という内容	令和元年8月1日	不存在
2	令和元年7月23日	県立〇〇センター職員が、事情があつて様々な公的扶助を受け、医療費の支払いも免除されている患者(以下甲という)に対して、ぼったくりの医療費の請求をし、甲がそれに応じなければ処方箋を甲に渡さないという刑法犯である偽計・威力業務妨害をしてよい・又はしなければならない、という内容	令和元年8月1日	不存在